

蒲郡市都市計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市都市計画審議会条例（昭和44年蒲郡市条例第25号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、蒲郡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものをもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職務を辞したとき、委員を退職したとき、又はその他会長が欠けたときは、次回の審議会において、会長の選挙を行うものとする。

3 会長は、前2項の規定にかかわらず、その任期が満了しても第2条の選挙により次期会長が選任されるまでの間は、なお、その職務を行うものとする。

(会議の招集)

第4条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、召集の日前3日までに、会議の日時、場所及び議案を各委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(委員の代理)

第5条 条例第4条第2項に定める関係行政機関又は県の職員のうちから任命された委員に事故あるときは、あらかじめ会長の許可を得て、当該委員の指名した職員が、議事に参与し議決に加わることができる。

(会議の非公開)

第6条 審議会の会議は、これを非公開とする。ただし、審議会が公開する旨を議決した場合は、この限りでない。

(議案の説明者)

第7条 議長は、議案に関係のある市職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

(議事録)

第8条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

(公印)

第9条 審議会の公印については、別表のとおりとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

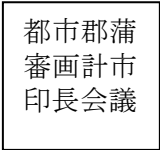
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

職印

公 印 の 名 称	寸法（ミリメートル）	ひ な 型	用 途	管 守 者
蒲郡市都市計画 審議会長印	方 2 4		蒲郡市都市計画 審議会長名をも つてする文書	都市計画課長